

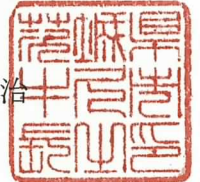


牛久市告示第6号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第14条第10項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月17日

牛久市長 根本 洋治



1. 建築物等の所在地  
牛久市刈谷町3丁目50
2. 建築物の家屋番号等  
家屋番号 余白  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
延べ面積 103.32平方メートル
3. 所有者等に命じる必要な措置の内容  
建築物等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、周辺の住民及び通行人等に対する危険性が高いことから、建築物等を除却し、及びその敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。
4. 措置の期限  
平成31年2月12日
5. 牛久市長による措置  
所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、3の措置を行う。
6. 動産等の取扱い  
市長等が3の措置を行うときは、建築物等及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。  
動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。
7. 問い合わせ先  
牛久市建設部空家対策課  
電 話 029-873-2111      FAX 029-872-2955